

2023年1月 税務ニュース

令和5年度税制改正大綱（1）

令和4年12月16日に、令和5年度の税制改正大綱が公表されました。今回の税制改正大綱ではNISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充・恒久化の方針が示されています。今月はその改正内容についてご紹介します。

1. NISAの概要

NISAとは、NISA口座内で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。

NISAには、一般NISA、つみたてNISA、未成年が利用できるジュニアNISAの3種類があります。

【現行のNISA制度】

	つみたてNISA	一般NISA	ジュニアNISA
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間
年間非課税枠	40万円	120万円	80万円
非課税限度額	800万円	600万円	400万円
投資可能期間	2042年まで	2023年まで	2023年まで
対象年齢	18歳以上	18歳以上	18歳未満
対象商品	投資信託 (金融庁が指定する銘柄のみ)	上場株式、投資信託等	上場株式、投資信託等
その他	一般NISAとつみたてNISAは年単位で選択制		2023年末で終了

2. 改正の概要

新しいNISA制度では、投資期限を無期限とした上で、長期の積み立てを目的に投資信託だけを購入対象とする「つみたて投資枠」と、上場企業の株式などを購入できる「成長投資枠」が設けられます。これらは両方合わせて利用することが可能です。新制度は2024年1月から適用されます。

【新しいNISA制度】

	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税保有期間	無期限化	無期限化
年間非課税枠	120万円	240万円
非課税限度額	1,800万円	
		1,200万円(内数)
投資可能期間	恒久化	恒久化
対象年齢	18歳以上	18歳以上
対象商品	投資信託 (現行のつみたてNISA対象商品と同様)	上場株式、投資信託等 (一定のものを除外)
その他	併用可	

※2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で現行制度における非課税措置が適用されます。

ご相談等ございましたらお気軽にお問い合わせください。